

第44回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成29年12月26日（火）13:30～14:00

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会
岡委員長、佐野委員
内閣府原子力政策担当室
林参事官、川渕企画官 他

4. 議 題

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉 設置変更許可（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）について（答申）
- (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉 設置変更許可（NSRR原子炉施設等の変更）について（答申）
- (3) その他

5. 配付資料

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）について（答申）
- (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可（NSRR原子炉施設等の変更）について（答申）

参考資料

- (1-1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）に関する意見の聴取について
- (1-2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の設置変更許可申請（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）の概要について
- (1-3) 日本原子力研究開発機構における研究開発用プルトニウムの利用方針について

- (1-4) 「資料ST-91-1 STACY施設の使用済燃料の処分の方針について」
- (1-5) 我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について
- (2-1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可（NSRR原子炉施設等の変更）に関する意見の聴取について
- (2-2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の設置変更許可申請（NSRR原子炉施設等の変更）の概要について

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第44回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）について（答申）、二つ目が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可（NSRR原子炉施設等の変更）について（答申）、三つ目がその他です。

本日の会議は14時30分を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) それでは、議題1でございますけれども、議題1につきましては国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が持つSTACY（定常臨界実験装置）施設等の変更の答申でございます。本件につきましては、原子力委員会に原子力規制庁より諮問をいただいた後、第42回の原子力委員会定例会で日本原子力機構及びイシコン官庁である文科省より、機構の有するプルトニウム全体の利用の考え方についてヒアリングも行って、答申をまとめたところでございます。

それでは、答申案について事務局より御説明いたします。

(川渕企画官) 事務局でございます。

本件につきましては、通常原子炉等設置変更許可の申請という位置づけの枠組みの中ではあるのですが、今回、少し変わった事象が発生しておりますので、その点も含めて簡単に御説明したいと思います。

まず、資料につきましては、第44回原子力委員会資料第1号が答申案になっておりますが、参考資料で第44回で1-1から1-5までつけさせていただいております。少し傍聴されている方もいらっしゃると思いますので、参考資料1-1から1-5を使いまして経緯を御説

明したいと思います。

今回、日本原子力研究開発機構が有する研究炉の設置変更許可につきましては、初めてとなる諮問を規制委員会の方からいただいたところでございます。そちらが参考資料1-1になっております。初めてというのは、実は商業炉及び近大炉及び京大炉につきましては、既に設置変更許可について答申を出した経緯がございますので、その流れでいくと何回かに及ぶあれなのですけれども、JAEAが有する研究炉に関しては、初めてということでございます。

参考資料1-1を見ていただきますと、通常、傍聴されている方におかれましてはよく見なれた文章が前半に、参考資料1-1の上記の件についてというところで並んでいるところがございますけれども、今回、規制委員会の方からいただいた諮問の中で、最後の段落がございます。なお、既許可において溶液燃料を用いたSTACYで、炉心燃料として使用予定であったウラン・プルトニウム混合酸化物の粉末状の燃料について、本申請においては既許可にあった「プルトニウム硝酸水溶液燃料等を用いて臨界及び臨界データの取得を行い」との目的を削除し、「旧STACYで使用する計画であったウラン・プルトニウム混合酸化物の粉末状の燃料は、粉末燃料貯蔵設備のプルトニウム保管ピットに貯蔵する」としている。本件に関して、利用目的のないプルトニウムを持たないとの原則等のプルトニウムの平和利用の基本的考え方を示している貴委員会としての見解を、貴委員会の意見の中で示されたいとのことでございます。

ここで、規制委員会が指摘している利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則に関しましては、同じく参考資料1-5につけさせていただきます平成15年(2003年)8月5日の原子力委員会決定でございまして、この中の1. でございます。我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方についてということで、これは原子力委員会決定ではございますが、各省庁及び関連機関の方々が、これは別にして利用目的のないプルトニウムは持たないという説明をあらゆるところでされている大もとの文面になります。

この平成15年文書の1. の考え方のところでございますけれども、その上から6行目、7行目のところでございます。そのため、原子力委員会としては利用目的のないプルトニウム、すなわち、余剰プルトニウムは持たないとの原則を示すということ、毎年、プルトニウム管理状況を公表するなど、関係者がプルトニウム平和利用に係る積極的な情報発信を進めるべきであるとの方針を示してきたところであるということでございます。この部分が根拠になってございまして、今回の規制委員会の諮問に至っているという状況でございます。

参考資料1-4と1-3、後ろからになりますけれども、1-4、こちらはJAEAが帰省委員会に対して提出した書類でございます。この中で、四角囲いがございますけれども、四角囲いの一番下でございます。STACYで使用する計画であったウラン・プルトニウム混合酸化物の粉末状の燃料について、処分の方針、右側ですが、使用済燃料に準ずるものとして、廃止措置計画において引き渡し先を決定し、処分するという形で、STACYでは燃やさないけれども、その他の国内の炉で燃やす、もしくは原子力協定を有する国の組織に再処理または引取りを依頼するといったことを、また、同じペーパーの上から3行目、4行目のところでございますけれども、規制委員会の場でJAEAが御説明したということでございます。

それに基づきまして、今度は原子力委員会の方でこの諮問文を受けた結果、JAEAにヒアリングさせていただこうということで、参考資料1-3でございます、これは第42回、2回前の原子力委員会でJAEAの副理事長にお越しいただきまして、JAEAが有する研究開発用プルトニウム利用方針全体についてヒアリングさせていただいたものでございます。

このペーパーにおきまして重要なポイントとしましては、2.の原子力機構が保有するプルトニウムの利用方針の下から2段落目でございます。原子力機構が保有するプルトニウムは様々な形態で保管されており、研究開発用として利用するためには、機械的・化学的な処理が必要となるものもあることから、合理的・経済的観点も考慮し、全てのオプションについて検討してまいりますということございまして、規制委員会でのJAEAによる御説明と文章は違いますけれども、ほぼ同じということで、原子力委員会の前でも同様の趣旨を説明していただいたということでございます。

それを受けまして、我々の方で答申案をつけさせていただいたということございまして、答申案につきましては資料第1号をごらんいただければと思います。めくっていただきまして裏のページになります。今回、諮問に対する答申を書かせていただく過程の中で、若干、原子力規制委員会、規制庁の方ともいろいろ議論した結果で、こういった文書ができているということを事前にお伝えさせていただこうと思っております。

まず、別紙ですけれども、STACYの核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用についてということでございます。本件申請についてはということで三つポツが並んでいます。この三つのポツにつきましては、そもそも、規制委員会からの諮問文にあった三つのポツとそのままだま、ほぼ横移動しているという形で同じ文章になっております。

順番に読み上げさせていただきますと、1ポツ目でございます。S T A C Yの使用の目的を変更するが、平和目的以外に使用されるものではないことということで、これはS T A C Yの炉そのものでございます。使用済燃料について、国内または我が国と原子力の平和的利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託、または引き取りを依頼して引き渡すこととして、引き渡しまでの間は当該原子炉施設において貯蔵する方針としていること、これは使用済燃料についてでございます。3項目のポツ、既許可において溶液燃料を用いたS T A C Yで使用予定であったウラン・プルトニウム混合酸化物の粉末状の燃料及びウラン酸化物のペレット状の燃料については、炉心燃料として使用する方針ではなく、燃料貯蔵設備に貯蔵する方針としていることと、この三つでございます。

等の諸点については、その妥当性を確認したことということ、加えて我が国ではS T A C Yも対象に含めた保障措置活動を通じて、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（I A E A）から得ていること、ブローダーコンクルージョンですけれども、得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果、これはJ A E Aからヒアリングさせていただいたこと等を含みます、当該試験研究用等原子炉が、平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当であるということでございます。

ここの文章は、今までの商業炉で対応してきていた文章と若干、変えておりますけれども、まず、1行目のところで、等の諸点については、その妥当性を確認したことということで、ここで一応、炉規法上の平和利用の観点から、規制委員会が判断した妥当性の確認をしていると、それに加えて原子力委員会が有する平和利用全体、炉規法上の観点及び政策的な観点を含めたトータルな平和利用の観点から、加えて以降のところも対象として吟味させていただいたと、その結果、トータルな観点から原子力規制委員会の判断は妥当であるというふうに締めくくっております。

ここまでが、通常の諮問答申における流れの一環だということでございますけれども、規制委員会から御質問がありました、参考資料第1-1におけるなお書きのところの使用予定であった、ウラン・プルトニウム混合酸化物の粉末状の燃料についてということの考えでございますが、しかし以降でございます、しかし、原子力規制委員会から原子力委員会に見解を示すよう求めのあった、粉末燃料貯蔵設備のプルトニウム保管ピットに貯蔵するのみのウラン・プルトニウムの混合酸化物の粉末状の燃料については、現状の申請書における記載では、利用目的がないとの誤解を生じさせるおそれがあり、利用目的のないプルトニウムを持

たないとの我が国の原則に照らして適当ではないと、日本原子力研究開発機構（JAEA）は、この点を踏まえて改めて申請を補正すべきである、なお、原子力委員会はJAEAに対し、補正を求めるものであり、原子力規制委員会は補正が提出されるまでの間、本件の許可を保留することを期待する、でございます。

今後以降ですが、追記させていただいております、今後、原子力委員会は我が国で管理するプルトニウムの平和利用に係る透明性向上の観点から、JAEAに対し、同機構の所有するプルトニウムの利用方針の公表を求めるとともに、その妥当性を確認していくこととする、計画の変更等により、当面の使用方針が明確でないプルトニウムを保管せざるを得ない場合には、その使用または処分の在り方を明確にし、妥当性を有することが必要であると考えます。最後でございます。原子力委員会は所管官庁である文部科学省に対し、この際、適切に指導・監督することを求めるものである。

ということで、今回の答申案をまとめさせていただいたものでございます。しかし以降が通常の答申に比べると、少し使用予定であったプルトニウムに関する方向性を示したということになっています。

以上でございます。

（岡委員長）ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。佐野委員からお願いします。

（佐野委員）ありがとうございます。

我が国のプルトニウムの保有量について、海外の関心は大変大きなものがあると思うのですが、それを踏まえ、研究開発機関が有するプルトニウムについても「利用目的のないプルトニウムは持たない」という方針に照らして、しっかりと対処していく必要があるし、説明していく必要があると考えます。今回の答申案では、原子力委員会として規制委員会の判断を妥当であるとしつつも、加えて政策的な観点、つまり、利用目的のないプルトニウムは持たないとの観点からJAEAに対して補正を求めることは適当であると考えます。

一つ事務局への質問ですが、原子力委員会が新しい体制になって、このような形で補正を求めるのは初めてのことなのでしょうか。

（川淵企画官）新しい原子力委員会になりまして、このような形で平和利用に関して補正を求めるのは初めてのことでございます。今まで炉規法上の平和利用の観点をもってして、平和利用がある程度、担保されていたということはあると思いますけれども、2003年のプル

トニウム利用に関する考え方、平成15年です、に基づいてある程度、政策的な観点での平和利用に関して言及し、それを規制委員会の方にも若干、待っていただきたいという願いをするということも初めてということでございます。

以上です。

(岡委員長) よろしいですか。ありがとうございました。

私も答申案はこれでいいと思います。関連して、前回、副理事長らに来ていただきましたときに申し上げましたことと重複しますが、プルトニウム利用については国際的にも注目されており、よく説明する必要があると。ただ、そのときに求められる説明は、まずは日本のプルトニウムの歴史を踏まえた、日本が昔から核燃料サイクルを国の計画としてやっているというようなことと、あるいは平和利用としての優等生であるというようなこと、それから、最近の六ヶ所の再処理の計画に関しましては経済産業省が再処理機構をつくって、計画を見るようにしているというようなことがございます。

それで、研究開発用のプルトニウムは、量は商業プルトニウムほど多くはないわけですが、また、目的も少し商業とは違う面があって、研究開発のフレキシビリティということも考慮しないといけないと思いますけれども、よく説明するということが、あるいは納得できる説明ができるということが重要で、それで、先ほどの商業プルトニウムの経済産業省の対応と比べますと、今回、答申にありますようにまずは当事者のJAEAさんにしっかりやっていたかと、それから、答申にありますように所管官庁である文科省に対して、適切に指導・監督をするということをお求めるといったことは重要だと思います。それがこの答申に書かれておりますので、この答申でいいと思います。

それから、利用目的はないという言い方、これが私は前からずっと気になっておるのですが、曖昧であったと思っておりまして、海外プルトニウムが大分ございますし、もう少し、これを精緻にといいますか、よく説明できるようにする必要があるのではないかなと個人的には思っております。

私の意見は以上でございます。

佐野先生、何か追加はございますか。

それでは、案のとおり、答申することよろしゅうございますでしょうか。

それでは、異議がないようですので、案のとおり、答申することといたします。

それから、答申中で言及しておりますけれども、原子力委員会は本答申において日本原子力機構に対して補正を求めています。原子力規制委員会は補正が提出されるまでの間、本

件許可の判断を保留することを期待しております。加えて、所管官庁である文科省に対しては、原子力研究開発機構について適切に指導・監督することを求めることとし、文書を発出する予定でございます。

今回の答申の議論の過程で、我が国のプルトニウム利用の状況が変化しているということに改めて認識いたしました。加えて、我が国のプルトニウム保有量について、内外で様々な議論があるところでございます。この点を踏まえ、原子力委員会は今後のプルトニウム利用の在り方について議論を行う必要があると考えております。

議題1は以上でございます。

それでは、議題2について事務局から説明をお願いします。

(林参事官) それでは、議題2でございますが、議題2も原子炉等規制法に基づく諮問、答申でございます。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の今度はNSRR原子炉施設等の変更に関する答申でございます。第42回原子力委員会定例会でもちまして、原子力規制庁から諮問をいただいております、事務局にて答申案を作成いたしましたので、御説明をお願いします。

(川渕企画官) 事務局でございます。

資料につきましては、第44回原子力委員会資料第2号でございます。先ほど第1号でSTACYの御説明をいたしましたので、それとの比較において非常に理解いただきやすいのかなというふうに考えているところでございます。

NSRRにつきましては、STACYと場所的には同じ敷地内にあるということもございまして、STACYとの共用設備ということもありますので、実態としてはSTACYとNSRRはある意味、セットというような感じで考えていただいてもいいかなというふうに思います。

資料第2号の裏のページを見ていただきたいと思います。先ほどの第1号との比較におきまして、簡単に申しますと、しかし以降のところを削らせていただいたということでございますけれども、順番に読ませていただきたいと思います。別紙です。

本件申請については、1個目のポツ、試験研究用等原子炉の使用目的（主として原子炉の工学的安全性研究及び教育訓練）を変更するものではないこと、2個目のポツでございます、使用済燃料については、国内または我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託、または引き取りを依頼して引き渡すこととし、引き渡しまでの間は当該原子炉施設において貯蔵する方針としていること、

等の諸点については、その妥当性を確認したこと、加えて我が国ではNSRRも対象に含めた保障措置活動を通じて、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果、当該試験研究用等原子炉が、平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当であるという形で、STACYと同じタイミングで規制委員会に答申を返させていただこうというふうに考えている次第でございます。

以上です。

（岡委員長）ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。佐野委員からお願いいたします。

（佐野委員）私はこれで結構です。

（岡委員長）ありがとうございました。

私もこれについて特に意見はありません。これで結構だと思います。

それでは、案のとおり、答申するというところでよろしいでしょうか。

それでは、異議がないようですので、案のとおり、答申することといたします。

議題2は以上です。

それから、議題3について事務局から説明をお願いします。

（林参事官）議題3、その他でございますけれども、まず、今後の会議予定についてでございます。次回の新年第1回原子力委員会の開催につきましては、まだ、詳細は決まっておりません。後日、ホームページ等の開催案内をもってお知らせいたしたいと思っております。

以上です。

（岡委員長）その他、委員から発言はございますでしょうか。佐野委員、お願いします。

（佐野委員）これから年末年始に入って休暇が続くわけですがけれども、例えば北朝鮮の核実験問題につき、これまで原子力委員会は何回か、決議なり、ステートメントを発出してきた訳ですが、その都度会議を開催していると、タイムリーに適切な決議なり、ステートメントを出すことが出来ない場合も考えられます。従って緊急の事態が起きた場合にどのような運営が適切かを考えておく必要があるのではないかと思います。事務局の方からもし何かございましたらお願いしたいと思っております。

（林参事官）原子力委員会のこの会議の委員会の趣旨を踏まえると、議決というのは、基本的にはこういうように会議を開催して行っていくというのが基本なのだろうと思っておりますけれど

も、今、佐野委員も御指摘のように、いろんな状況が動いている、いろんな状況がある中で、緊急の状況その他、やむを得ない事情がある場合、また、新たに政策をつくるのではなくて、原子力委員会のこれまでの政策や方針、そういったものの範囲内で考え方を改めて示すと、そういったような場合、内容は会議を招集して審議するまでもないと、委員長が合理的に判断できるような場合については、ほかの委員会でもありますように、文書その他というものがあるのではないかというふうに考えるところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、政策を決めるような正式な原子力委員会決定等については、会議を開催するというのが基本だろうとは思いますが。こうした点について本来であれば、これまでもいろいろ議論して、議事運営規則で規定しておくというのが基本なのだろうとは思いますが、きょうのきょうということでもありますので、ただ、議事運営規則自身は原子力委員会決定ということで決まっておりますので、今回、こうした対応をもし緊急にやった方が原子力委員会の趣旨からして適切であると、その内容についてもこれまでの政策や方針を変えるものではないというような、そういったような範囲の中で柔軟に対応するというような同意が得られれば、今度の年末年始はそういった対応というものもあるのかなと、改めて年明けに運営規則の改正等を準備して、書いてもらうということはあるのかなと思うのですけれども。

(佐野委員) 新しい政策を決めるのではなくて、既定の政策の範囲内で緊急性を要する案件についてタイムリーな対応が取れるような運営体制を整えていくことは重要だと考えますので、その点、よろしくをお願いします。

(岡委員長) それでは、事務局が今、御説明しましたように緊急その他、やむを得ない事情のある場合に、議事の内容から、議題の内容から判断しまして、会議を開催して審議するまでもない場合には、文書その他の方法により、会議の議事を行うということもあるということに対応いたしたいと思えます。事務局においては、議事運営規則の改正案の準備をお願いしたいと存じます。

今の御発言の件はよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

それでは、その他、委員から何か御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(川渕企画官) 一つ言及し忘れたのですけれども、1個目のSTACYの答申につきまして、規制委員会の方の定例会でひょっとしたら説明を求められる可能性がございまして、その場合は1月10日(水曜日)の規制委員会の定例会で、原子力委員会事務局の方で説明をして

くることになる可能性があるということでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか、何か御発言はございますでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、本日の委員会はこれで終わります。

ありがとうございます。